

第2号様式

普通財産貸付更新申請書

令和 年 月 日

久留米市長 殿

申請人 住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電話番号

貸付契約を締結した下記物件は、令和 年 月 日限りで期間満了となりますが、引き続き借り受けたいので貸付契約の更新を申請いたします。

名 称	市営 J R 荒木駅東駐車場
所 在 地	久留米市荒木町白口1861番
使用目的	車両駐車のため (注意：申請した車両以外は駐車できません)
メーカー/車名	/
ナンバー	
利用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ※
借 受 料	<input type="checkbox"/> JR 荒木駅利用：月額 2,500 円 / <input type="checkbox"/> 左記以外：月額 3,000 円
添付書類	<p><u>変更がある場合</u></p> <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し (裏面記載事項がある場合は、裏面の写しも添付) <input type="checkbox"/> 自動車車検証の写し <input type="checkbox"/> 【対象者のみ】 JR 荒木駅利用が確認できるものの写し (JR 定期券、社員証、それ以外はその都度判断する)
備 考	

※利用期間は、契約 (更新) した年の年度末 (3/31) までとなります。

次年度以降も利用を継続される場合は、利用期間満了日の1ヵ月前までに、普通財産貸付更新申請書 (第2号様式) を提出してください。

貸付条件

1. 駐車できる車両は、長さ 5.0m、幅 1.9m、車両重量 2.7t 以下の自動車に限ります。
2. 貸付期間は、駐車場を契約した年の年度末（3月31日）までです。
3. 貸付料は、毎月払いとし、市が指定する納付方法、納期限までに納付してください。利用期間の一括払いもできますが、原則、貸付料の還付は行いません。
4. 貸付料は、経済情勢の変化、施設の改善、その他変更を必要とする事由が生じたときは、市は事前に連絡の上、改定することができるものとします。
5. 駐車場にゴミを放置しない、騒音を発生しないなど、社会通念に則った管理をお願いします。また、駐車場の現状に変更を加えたり、工作物等の設置はできません。
6. 駐車場の補修その他必要があると認められるときは、市は事前に連絡の上、駐車場の使用の制限、もしくは駐車位置の変更をできるものとします。
7. 駐車場を他人に転貸したり、権利を譲渡することはできません。
8. 貸付期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市は直ちに契約を取り消すことができるものとします。
 - (1) 利用者が貸付料を滞納したとき。
 - (2) 利用者が貸付契約の規定に違反したとき。
 - (3) 駐車場を公用もしくは公共の用に供するとき、また施設を廃止するとき。
 - (4) 駐車場および敷地の維持管理のため大規模修繕等を行うとき。
 - (5) 利用者および法人または法人格を有しない団体にあつてはその役員が暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と判明したとき。
9. 駐車場の使用に起因して、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。施設などを破損した場合、または発見した場合は、利用受付もしくは市交通政策課へ連絡してください。
10. 天変地異による損害、第三者の事故等による損害、契約解除による損害等、駐車場の使用に際して損害を受けても、市はその賠償の責めを負いません。
11. 貸付料が納期限までに納入されないときは、市は損害賠償金（遅延損害金）を徴収します。また、督促状の送付、裁判所への支払督促等の申立てを行います。
12. 貸付料の滞納等により不正に駐車している自動車は、レッカー移動を行います。また、移動に要した費用は、当該車両の利用者に請求します。

契約更新の方法

貸付契約を更新する場合は、貸付期間満了の1ヵ月前までに、普通財産貸付更新申請書（第2号様式）を提出してください。

契約解除の方法

貸付契約を解除する場合は、解除を希望する日の1ヵ月前までに普通財産貸付契約解除申請書（第3号様式）を提出してください。